

平成29年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人 讚美会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	平成29年12月14日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取市福祉部高齢社会課 事業者管理係 現担当課：鳥取市福祉部地域福祉課 指導監査室

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	法令に従い、定款の公表がなされていない。定款の公表については、インターネットの利用により行うこととされており、原則として、法人（又は法人が加入する団体）のホームページへの掲載により公表すること。（法第59条の2第1項）	5の理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準の公表と合わせて6月の評議員会終了後にホームページへ掲載する。
2	貴法人定款第40条では、この定款の施行についての細則は、理事会において定められているが、作成されていない。ついては、法人の適正な運営に必要な理事会及び評議員会開催手続等に係る規定を整備すること。（貴法人定款第40条）	作成し、平成30年3月理事会にて承認済み。
3	平成29年5月29及び平成29年6月20日の理事会で、監事の欠席が見受けられる。ついては、監事が理事会に出席し必要に応じて意見を述べることは、理事や理事会の職務の執行に対する牽制を及ぼす観点から重要であることから、法律上の義務とされたものであり、理事会においても監事が出席できるよう理事会の日程調整を行う等の配慮を行うこと。（法第45条の18第3項により準用される一般法人法第100条から第102条まで）	平成30年3月理事会より、監事が出席できるように日程を調整する。

4	<p>前回・前々回の指摘事項にもあったが、評議員会への欠席が続く評議員が見られる。事務局は出席が可能なように日程調整を行い、それでも評議員会への欠席が続くようであれば、改選について検討すること。</p>	<p>平成30年6月評議員会より、出席が可能なように日程を調整する。</p>
5	<p>理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準については、法人の透明性を確保するため、評議員会の承認を受けたときは、公表することが義務付けられている。公表については、インターネットの利用により行うこととされており、原則として、法人（又は法人が加入する団体）のホームページへの掲載により公表すること。 （法第59条の2第1項第2号・（規則第10条第1項））</p>	<p>平成30年6月評議員会承認後、1の定款と合わせてホームページへ掲載する。</p>
6	<p>貴法人役員等報酬等支給基準規程第3条の報酬等の支給において、別表2、別表3及び別表4のとおり報酬を毎月25日等に支給するとなっているが、評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において決定するという規定や、単に職員給与規程に定める職員の支給基準に準じて支給するというだけの規定は、どのような算定過程から具体的な報酬額が決定されるのかを第三者が理解することは困難であり、法人として説明責任を果たすことができないため、認められない。ついては、規則第2条の42の報酬等の支給基準に定める事項の理事等勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法等の事項を定め、職務執行の対価として支払われるよう見直しを図ること。（規則第2条の42、経営組織の見直し第6章（5））</p>	<p>見直しをし、平成30年3月理事会承認済み。平成30年6月評議員会にて議案審議する。</p>